

子ども・子育て支援金制度

● 子ども子育て支援金制度の概要と企業に求められる理解

政府は、深刻化する少子化への対策として、「子ども子育て支援金制度」を創設し、令和8年度（2026年度）から令和10年度にかけて段階的に制度を構築していく方針を示しています。この制度は、若い世代が希望どおり結婚・出産でき、誰もが安心して子育てできる社会の実現を目的とした、少子化対策のための特定財源です。

● 制度の目的と背景

この制度が目指すのは、「希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会」、そして「子どもたちが笑顔で暮らせる社会」の実現です。子ども・子育て世代への継続的な支援を拡充することで、将来不安の軽減と出生率の改善を図る狙いがあります。

制度全体としては、0歳から18歳までの間に拡充される給付の平均累計額が約146万円と見込まれており、家計への実質的な支援効果は大きいとされています。

● 支援金の負担方法

子ども・子育て支援金は、公的医療保険に加入している被保険者が負担します。

共働き世帯の場合、夫婦それぞれが被保険者であれば、各自の収入に応じて個別に支援金を拠出する仕組みです。

子ども・子育て支援金は加入する医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきます。具体的な金額は以下の通りです。

令和8年度の支援金額の推計(平均月額)

健保組合	被保険者一人当たり 約550円	加入者一人当たり 〔約350円〕
国民健康保険	一世帯当たり 約300円	〔約200円〕
後期高齢者 医療制度	被保険者一人当たり 約200円	〔同左〕

● 企業にとっての意義

一見すると、本制度は個人負担の増加として受け止められがちですが、企業にとっても中長期的に大きな意義があります。

実効性のある少子化対策が進むことは、将来の労働力人口の確保や、国内市場の維持・成長につながります。これは、すべての企業活動の基盤を支える重要な要素であり、企業側も「受益者」であるといえます。

特に派遣業界においては、働き手となる若年・子育て世代の安定就業を支える環境整備が不可欠です。派遣先企業が制度の趣旨を正しく理解し、社会全体で子育てを支えるという視点を持つことは、持続可能な雇用環境の構築に直結します。

詳しくは以下のリンクをご確認ください。

■ 子ども・子育て支援金制度について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001228302.pdf>

■ 加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatashienkin>